

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第二十六号

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する

条例（平成三十年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）において使用する

用語の例による。

（申請）

第二条 条例第二条第一項ただし書の規定による申請は、住宅宿泊事業実施申請書（様

式第一号）により行うものとする。

（意見）

第三条 条例第二条第二項の規定による意見の求めは、住宅宿泊事業実施意見照会書（様

式第二号）により行うものとする。

2 条例第二条第二項の規定による意見の求めに対する回答は、住宅宿泊事業実施意見

書（様式第三号）により行うものとする。

（通知）

第四条 知事は、条例第二条第一項ただし書の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるときは住宅宿泊事業実施通知書（様式第四号）により、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるときは住宅宿泊事業実施制限通知書（様式第五号）により通知するものとする。

（公表）

第五条 知事は、前条の規定による通知をしたとき（住宅宿泊事業の実施を制限する必

要がないと認められた期間がある場合に限る。）は、当該期間に係る通知について、これを公表するものとする。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

住宅宿泊事業実施申請書

年 月 日

福島県知事

住所
氏名 印
電話番号

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定により、住宅宿泊事業の実施制限期間中の営業について、下記のとおり申請します。

記

住宅宿泊事業届出者氏名	
登録番号（届出済の場合のみ記載）	
届出住宅の住所	
制限期間中の営業希望期間	
届出住宅の周囲100メートル以内に存する学校等施設	
施設名	住 所
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情	

備考 次の1及び2の書類を添付すること。

- 1 位置図（原則として縮尺三千分の一以上で、届出住宅及び学校等施設の表示並びに届出住宅の周囲100メートル以内の表示があるもの）
- 2 住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情の根拠となる資料

様式第2号（第3条関係）

住宅宿泊事業実施意見照会書

第 号
年 月 日

市（町・村）長 様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定により、別紙写しのとおり住宅宿泊事業実施申請書が提出されているため、同条第2項の規定により、住宅宿泊事業実施制限期間中において住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるか意見を照会します。

住宅宿泊事業実施意見書

年 月 日

福島県知事

市（町・村）長

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第2項の規定による
意見について（回答）

年 月 日付け 第 号にて照会のあったこのことについて、下
記のとおり回答します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者氏名
- 2 登録番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の住所
- 4 住宅宿泊事業の実施の制限について
（ 必要がある ・ 必要がない ）

※どちらか一方に○を付ける

- 5 （上記4で「必要がある」と回答した場合）住宅宿泊事業の実施の制限が必要と認められる期間

営業希望期間の 全期間・一部の期間（ ）

※どちらか一方に○を付ける

- 6 4・5の理由

- 7 担当部署・担当者名・連絡先

住宅宿泊事業実施通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定による住宅宿泊事業制限期間中の営業について（通知）

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった下記3の届出住宅については、福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項で定める制限期間のうち下記4の期間は住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないものと認め、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者氏名
- 2 登録番号（届出済の場合のみ記入）
- 3 届出住宅の住所
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認める期間
- 5 留意事項

「住宅宿泊事業の実施の制限が不相当と認められる特段の事情」の事実関係に変更が生じた場合は、遅滞なく県へ申し出ること。

住宅宿泊事業実施制限通知書

第 号
年 月 日

（申請者）様

福島県知事

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第1項ただし書の規定による住宅宿泊事業制限期間中の営業について（通知）

このことについて、年 月 日付けで申請のあった下記3の届出住宅については、下記4の期間福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認められますので、下記のとおり通知します。

記

1 住宅宿泊事業届出者

2 登録番号（届出済の場合のみ記載）

3 届出住宅の住所

4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認められる期間

営業希望期間の 全期間・一部の期間（ ）

※どちらか一方に○を付ける

5 4の理由

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。